

## 自然災害等における被災者支援制度(上尾市版)

### ○一般災害

(「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象とならない小規模な自然災害の場合)

#### ①り災証明書の発行

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
り災証明書の交付	り災された方	資産税課 TEL:048-775-5134	り災状況の調査を行います。 上尾市り災証明書等の発行に関する要綱

#### ②応急措置

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害救援物資の支給	災害により被害を受けた次のいずれかの世帯 ・家屋が全焼又は全壊又は流出 ・家屋が半焼又は半壊 ・家屋が床上浸水	上尾市社会福祉協議会 総務課 TEL:048-773-7155	布団セット、毛布、緊急セットの支給 日赤埼玉県支部上尾市地区の事業
保育所における一時預かり事業	緊急かつ一時的に家庭において保育を受けることが困難となった幼児	保育課 TEL:048-775-5044	上尾市立保育所における一時預かり事業の実施に関する規則 ※保育所の定員に達している場合は利用できない場合がございます。

#### ③見舞金等の支給

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
上尾市災害見舞金の支給	災害により被害を受けた次のいずれかの世帯 ・家屋が全焼又は全壊 ・家屋が半焼又は半壊 ・家屋が床上浸水 ・災害による死亡者 ・1か月以上の療養を要する負傷者	福祉総務課 TEL:048-775-5118	全焼又は全壊:7万円 半焼又は半壊:3万円 床上浸水:1万円 死亡者1名あたり:7万円 負傷者1名あたり:2万円 上尾市災害見舞金等支給条例 上尾市災害見舞金等支給条例施行規則
火災等災害見舞金の支給	災害により被害を受けた次のいずれかの世帯(火災の場合に限り支給) ・家屋が全焼又は全壊 ・家屋が半焼又は半壊 ・災害による死亡者	上尾市社会福祉協議会 総務課 TEL:048-773-7155	全焼又は全壊:3万円 半焼又は半壊:2万円 世帯主が死亡:3万円 その他家族死亡:2万円 日赤埼玉県支部上尾市地区火災等災害見舞金支給規程

#### ④支援金の支給

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
埼玉県・市町村生活再建支援金の支給	●基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給) 支給対象: (ア)住宅が全壊した場合 (イ)住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯 (ウ)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (エ)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊) (オ)中規模半壊世帯 ●加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給) (ア)建設・購入 (イ)補修 (ウ)賃借 (公営住宅以外) ※被災者生活再建支援制度が適用されない場合に限る。 ※単数世帯の場合は支給金額の3/4を支給	危機管理防災課 TEL:048-775-5140	基礎支援金支給額 (ア)100万円 (イ)100万円 (ウ)100万円 (エ)50万円 (オ)支給なし ※申請期間:災害発生から13月以内 加算支援金支給額 (ア)200万円 (100万円) (イ)100万円 (50万円) (ウ)50万円 (25万円) ※中期半壊世帯は( )の金額 ※申請期間:災害発生から37月以内 ※支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額 埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱
埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給	居住する住宅が半壊した世帯(前記(イ)から(オ)までに掲げる世帯を除く) (ア)住宅の補修 (イ)住宅の賃借 ※災害救助法の救助の対象でない場合に限る。 ※国による被災者生活再建支援金が支給されない場合に限る。 ※単数世帯の場合は金額の3/4	危機管理防災課 TEL:048-775-5140	特別給付金支給額 (ア)50万円 (イ)25万円 ※申請期間:災害発生から37月以内
埼玉県・市町村家賃給付金の給付	「特別な理由」により民間賃貸住宅に入居した全壊世帯 ※「特別な理由」…最寄りの公営住宅に入居するとかかりつけの病院が遠くなり通院が困難になる、子どもの学区が変わるなどの理由 ※被災者生活再建支援法において、加算支援金(賃貸)が支給される場合は併給されない。 ※災害救助法の救助の対象でない場合に限る。	危機管理防災課 TEL:048-775-5140	給付金支給額 月額6万円(支給期間 最長12月) 世帯員が5人以上の場合9万円 ※申請期間:3月以内

#### ⑤税金・保険料等の減免・免除・猶予

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
市民税の減免及び納期限の延長	減免:災害によって死亡し、身体に障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき 期限延長:広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由	市民税課 TEL:048-775-5131	上尾市税条例第18条の2 上尾市税条例第51条

固定資産税・都市計画税の減免及び納期限の延長	減免:災害によって著しく価値を減じた固定資産がある 期限延長:広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由	資産税課 TEL:048-775-5134	上尾市税条例第18条の2 上尾市税条例第71条
市税等の徴収猶予	納税者又は納税義務者がその財産について損害を受け、一時に納付することができない場合	納税課(納税担当) TEL:048-775-5194	上尾市税条例第9条
国民健康保険税の減免	天災その他これに類する災害を受けたとき	保険年金課(資格課税担当) TEL:048-782-6471	上尾市国民健康保険条例第21条
国民健康保険の一部負担金の減免又は徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。	保険年金課(給付担当) TEL:048-782-6431	上尾市国民健康保険に関する規則第9条
国民年金保険料の免除	住宅・家財その他財産のうち被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方	保険年金課(年金担当) 048-775-5137 大宮年金事務所 048-652-3399	国民年金法施行規則第77条の7第1号
後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。	保険年金課(高齢者医療担当) TEL:048-775-5125	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条、第18条
保育料の減額及び徴収の猶予	災害等により著しい損害を受けたとき	保育課 TEL:048-775-5121	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則第5条 上尾市立保育所条例第9条
介護保険料の徴収猶予及び減免	・災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方 ・災害により受けた損害の額(保険金又は損害補償金等により補填された金額を除く)が、当該損害を受けた住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上の損害額である場合	高齢介護課 TEL:048-775-5127	上尾市介護保険条例第11条、第12条 上尾市介護保険料の減免に関する要綱第2条

#### ⑥貸付関係

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
生活福祉資金貸付制度	一時的に生活が困難になった世帯	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 地域係 TEL:048-773-7155	低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対して資金貸付と民生委員・児童委員及び社会福祉協議会が行う必要な相談支援により、その世帯の経済的自立や安定した生活を図ることを目的とした貸付制度(災害時に限らない。)
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	次のいずれかに当たる方 1. 20歳未満の子供を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父 2. 父母のない、20歳未満の子 3. 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1に該当する方) 4. 40歳以上の配偶者のない女性であって、1.又は3.以外の方 ※3、4に該当し、現在子を扶養していない方は所得制限有り	埼玉県東部中央福祉事務所 地域福祉担当 TEL:048-737-2359 上尾市子ども支援課 ひとり親支援担当 TEL:048-775-6819	住宅資金の貸付 (住宅を建設、購入、保全、改築、増築するために必要な資金) 貸付利率 年1%(連帯保証人を立てると無利子) 据置期間 6か月 償還期間 6年以内 ①通常 貸付額 150万円以内 ②災害により住宅が全壊した場合 貸付額 200万円以内 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進を目的とした貸付制度 ※申請は埼玉県東部中央福祉事務所へ
災害援護資金の貸付	埼玉県下の市町村のいずれかに災害救助法が適用された場合のみ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ・世帯主が災害により負傷し、その療養に概ね1月を要する場合 ・家財の3分の1以上の損害を受けた場合 ・住居が半壊又は全壊流出した場合	福祉総務課 TEL:048-775-5118	貸付利率 年1.5%(保証人を立てる場合は無利子、据置期間は無利子) 据置期間 3年以内 償還期間 10年以内 貸付限度額 150~350万円 ※所得制限有り 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

#### ⑦その他の支援

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
災害時し尿くみとり手数料の減免	・災害救助法が適用されたとき ・相当規模の降雨があったとき (20mm/h又は80mm/24h) ・市長が認める時	生活環境課 TEL:048-775-6940	上尾市災害時し尿処理事務事業取扱要領

○大規模災害

(「災害救助法」の適用や「被災者生活再建支援制度」が対象となる自然災害)

①り災証明書の発行

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
り災証明書の交付	り災された方	資産税課 TEL:048-775-5134	り災状況の調査を行います。 上尾市り災証明書等の発行に関する要綱

②応急措置については、一般災害と同じ扱いになります。

③見舞金等の支給

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
火災等災害見舞金の支給	災害により被害を受けた次のいずれかの世帯 ・家屋が全焼又は全壊又は流出 ・家屋が半焼又は半壊 ・災害による死亡者	上尾市社会福祉協議会 総務課 TEL:048-773-7155	全焼又は全壊:3万円 半焼又は半壊:2万円 世帯主が死亡:3万円 その他家族死亡:2万円  日赤埼玉県支部上尾市地区火災等災害見舞金支給規程
災害弔慰金の支給	市民が災害により被害を受けたとき 災害発生時に死亡者と同居、又は生計を同じくしていた者	福祉総務課 TEL:048-775-5118	生計維持者死亡:500万円 上記以外が死亡:250万円  上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
災害障害見舞金の支給	市民が災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者	福祉総務課 TEL:048-775-5118	生計維持者:250万円 上記以外:125万円  上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

④支援金の支給(被災者生活再建支援制度の対象の場合)

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
被災者生活再建支援金の支給	<p>●基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給) 支給対象: (ア)住宅が全壊した場合 (イ)住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯 (ウ)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (エ)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊)</p> <p>●加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給) (ア)建設・購入 (イ)補修 (ウ)賃借 (公営住宅以外)</p>	福祉総務課 TEL:048-775-5118	<p>基礎支援金支給額 (ア)100万円 (イ)100万円 (ウ)100万円 (エ)50万円 ※申請期間 災害発生から13月以内</p> <p>加算支援金支給額 (ア)200万円 (イ)100万円 (ウ)50万円 ※申請期間 災害発生から37月以内 ※支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額</p> <p>被災者生活再建支援法</p>

⑤税金の減免等については、一般災害と同じ取り扱いとなります。

⑥貸付関係については、一般災害と同じ取り扱いとなります。

⑦その他の支援

制度の概要	適用条件	問い合わせ先	備考
教科書等の無償給与	災害により学用品を失った児童・生徒	教育総務課 TEL:048-775-9469	災害救助法が適用された場合
小中学生の就学援助措置	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童若しくは学齢生徒又は就学予定者の保護者	学務課 TEL:048-775-9604	上尾市就学援助費支給要綱 (災害時に限らない)
住宅の応急修理	災害により住宅が半壊・半焼した方で、自ら修理する資力がない世帯(応急仮設住宅入居世帯を除く)	建築安全課 TEL:048-775-8490	災害救助法が適用された場合